

I 改正法で規定されていない現行条例の規定について

1 事業者の責務（条例第4条関係）

事業者に対して、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努める旨の規定は、改正法第4章において個人情報取扱事業者に対する義務規定が規律されているため、事業者の責務に関する規定を存置しないことが妥当である。

① 事業者の責務に関する規定は、平成9年の神戸市個人情報保護条例の制定時より置かれている。

条例制定当時は、事業者を規律する法律が整備されていなかったが、平成15年に個人情報保護法が制定され、個人情報取扱事業者（但し、過去6か月以内に5,000件を超える個人情報データベースを保有する事業者）を対象として、個人情報の取扱いについて義務が課されることになった。その後、平成27年の個人情報保護法改正（平成29年5月30日施行）により、個人情報取扱事業者は保有個人データ数によることなく、個人情報保護法の適用を受けることになった。

② 今回の法改正の趣旨は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを規定し、法の直接適用を受けることになる。個人情報取扱事業者については、改正法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規律の適用を受けるものであり、もはや条例によって事業者の責務規定を置く必要性はないものといえる。

【参考】現行条例に規定する「事業者の責務」

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

答申・部会（案）

2 市民の責務（条例第5条関係）

現行条例において、実施機関、事業者及び市民の3者に対して規律されていた一般的責務規定について、改正法の施行によって実施機関及び事業者の責務規定の必要性がなくなるなかで、市民に対する一般的責務規定のみを存置することは、バランスに欠けるため、存置しないことが妥当である。

- ① 個人情報保護法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関して国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- ② 今回の法改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についての規律が個人情報保護法に統合されることになり、地方公共団体における個人情報の取扱いについては全国的な共通ルールによって規律されることになる。
なお、条例第5条のような国民（市民）に対する責務に関する規律は、改正法の基本法的部分においても存在しない。
- ③ 条例では、個人情報を取り扱う上において、市民、事業者及び実施機関それぞれに対して一般的責務に関する規定を置き、各々の立場から個人情報の不適切な取扱いによる個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報保護の必要性を注意喚起している。
令和3年の法改正に伴い、地方公共団体は改正法の直接適用を受けることになるため、実施機関に対する責務規定は削除することになる。また、事業者に対する責務規定は、前述のとおり、改正法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規律の適用を受けることから、もはや条例によって事業者の責務規定を置く必要性はない。
- ④ このように、実施機関及び事業者の責務規定が削除されることになれば、3者一体で規律されていた一般的責務に関する規定のうち、市民に対する一般的責務規定のみ存置することは、バランスに欠けるものといえ、存置する必要性はないものといえる。

【参考】現行条例に規定する「市民の責務」

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

答申・部会（案）

3 収集の制限（条例第7条関係）

収集の制限に関する規定は、改正法の目的が地方公共団体における個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるものであることに鑑み、個人情報の取扱いに関する独自の規制を条例に置くことは許容されないため、存置しないことが妥当である。

- ① 条例では、個人情報は本人から収集することを原則としつつ、例外として5項目を規定し、特に機微情報の収集は原則禁止としつつ、例外として2項目を規定している。
- ② 一方、改正法では、行政機関等による個人情報の保有（取得）は、法第61条の規定により法令（条例を含む。）の定める事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定しなければならないとし、法第64条の規定により偽りその他不正の手段で、個人情報を取得することを禁じている。

行政機関等は特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を保有できず、要配慮個人情報を取得する場合も含めて、特定された利用目的のために必要な場合に限られるため、条例のような本人同意なしの取得を原則として禁止する規定は設けられていない。
- ③ また、条例では収集の制限の例外規定の1つとして、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認められれば、収集を可能としている。この点につき改正法では、法第129条において地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会によれば、審議会の役割は個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議が主な役割となることを想定している。これは、法による全国的な共通ルールのもとで国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られるためとしている。したがって、収集の制限の例外事項として、個人情報保護審議会への諮問を規定することは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないし、要配慮個人情報についても取得を制限する独自の規定を、条例に置くことに慎重であるべきである。
- ④ 以上のように、個人情報の収集に関する規律は、改正法による全国的な共通ルールに移行されるため、条例によって収集の制限を加えることは、改正法の趣旨に沿わない。

【参考】現行条例に規定する「収集の制限」

第7条 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、個人情報等を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報等を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報等の提供を受けるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

答申・部会（案）

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

答申・部会（案）

4 特定個人情報の利用及び提供の制限（条例第9条の2及び3関係）

特定個人情報の利用及び提供の制限に関する規定は、改正番号法の読替規定により、改正法による目的外利用及び提供規定に直接適用されるため、存置しないことが妥当である。

- ① 条例第9条の2の規定は、実施機関が収集した特定個人情報を、当該特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用することについて、制限を定めている。また、条例第9条の3の規定は、実施機関が収集した特定個人情報を外部提供することについて、制限を定めている。
- ② 個人番号を含む特定個人情報は、番号法の規定に基づき個人番号の利用範囲や特定個人情報を外部提供できる場合が定められており、特別法が直接適用されるため、条例ではその旨を確認的に規定している。
- ③ 一方、改正法第69条第1項及び第2項の規定では、個人情報の利用及び提供の制限について規定しているが、改正番号法第30条及び第31条の読替規定によって、特定個人情報及び情報提供等の記録については、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的に利用してはならないとしている。また、自ら利用する場合であっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある場合であり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」に限定されている。さらに、特定個人情報及び情報提供等の記録の外部提供はできないように、関係規定の削除が行われている。
- ④ このように、改正番号法第30条及び第31条の規定に基づく読替後の改正法第69条第1項及び第2項の規定で、特定個人情報及び情報提供等の記録に関する取扱いは整理されているため、条例で確認的に規定する必要性はない。

【参考】現行条例に規定する「特定個人情報の利用及び提供の制限」

第9条の2 実施機関は、第7条第1項の規定により明確にされた事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

答申・部会（案）

5 電子計算機処理の制限（条例第11条関係）

電子計算機処理の制限に関する規定は、改正法の目的が地方公共団体の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるものであることに鑑み、電子計算機処理を行おうとする場合に審議会に諮問することなど、独自の規制を条例に置くことは許容されないため、存置しないことが妥当である。

- ① 電子計算機処理の制限に関する規定は、実施機関が個人情報の取扱いに関し、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときに、あらかじめ審議会の意見を聴くことを義務づけたものである。
- ② 改正法第129条では、地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会によれば、審議会の役割は個別事案に関する審議から定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議が主な役割となることを想定している。
これは、法による全国的な共通ルールのもとで、国が策定するガイドラインや個人情報保護委員会の助言等を踏まえて、個人情報の取扱いに関する事務を処理することを想定している。
- ③ そのような想定にもかかわらず、重ねて審議会への諮問を行うことは、意思決定の全国的な対応が必要な場合においてばらつきが生じるなど、法による全国的な共通ルールによる個人情報保護制度の運用に影響を生じさせることになる。そのため、改正法では審議会への諮問を無限定に行えることとするのではなく、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要があると認めるときに限り、行うことができるものとしている。
- ④ したがって、新たに電子計算機処理を行おうとするときに審議会の意見を聴くことは、今回の法改正の趣旨に照らして存置しないことが妥当である。

【参考】現行条例に規定する「電子計算機処理の制限」

第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

答申・部会（案）

6 電子計算機結合の制限（条例第12条関係）

電子計算機結合の制限に関する規定は、令和3年改正法の目的が個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるものであることに鑑み、電子計算機結合を行おうとする場合に、審議会に諮問することなど、独自の規制を条例に規定を置くことは許容されないため、存置しないことが妥当である。

- ① 電子計算機結合の制限に関する規定は、実施機関が個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、実施機関以外のものと電気通信による電子計算機結合（オンライン）することを原則として禁止し、例外として、法令等に規定があるとき又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは可能としている。
- ② 改正法第129条では、地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会によれば、審議会の役割は個別事案に関する審議から定型事例についての事前ルールの設定や制度のあり方に関する調査審議が主な役割となることを想定している。これは、法による全国的な共通ルールのもとで、国が策定するガイドラインや個人情報保護委員会の助言等を踏まえて、個人情報の取扱いに関する事務を処理することを想定している。
- ③ そのような想定にもかかわらず、重ねて審議会への諮問を行うことは、意思決定の全国統一的な対応が必要な場合においてばらつきが生じるなど、法による全国的な共通ルールによる個人情報保護制度の運用に影響を生じさせることとなる。そのため、改正法では審議会への諮問を無限定に行えることとするのではなく、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要があると認めるときに限り行うことができるものとしている。
- ④ したがって、電子計算機を結合しようとするときに審議会の意見を聴くことは、今回の法改正の趣旨に照らして存置しないことが妥当である。

【参考】現行条例に規定する「電子計算機結合の制限」

第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。

第7条第3項 …。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

答申・部会（案）

7 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務（条例第 17 条の 2 関係）

存否応答拒否の審議会への報告義務に関する規定は、実施機関が拡大解釈することのないように誤用・濫用を防止するためにも、存置することが妥当である。

- ① 開示請求に対して、プライバシー保護等の観点から、例外的に個人情報等の存否を明らかにしないで当該個人情報等開示請求を拒否することができる場合がある。存否応答拒否は、例外的な規定であるため、安易な運用は個人情報等開示請求権を侵害することになりかねないため、実施機関が存否応答の拒否決定を行ったときは、その厳格かつ適切な運用を確保するために、速やかに審議会にその旨を報告しなければならないこととしている。
- ② 個人情報の存否応答拒否に関する規定は、改正法第 81 条において条例第 17 条の 2 第 1 項と同趣旨の規定が置かれているが、改正法では条例第 17 条の 2 第 2 項の存否応答拒否を行ったときに、審議会に対して報告する義務規定は置かれていない。
- ③ 改正法第 129 条では、地方公共団体に置く審議会への諮問について規定しているが、個人情報保護委員会によれば、事後的に審議会への報告を義務づけることは、改正法第 129 条との関係で妨げられないとしている。
- ④ 存否応答の拒否決定に関する規定は、実施機関が拡大解釈することのないようにするためにも、審議会への報告義務を存置すべきである。

【参考】現行条例に規定する「開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務」

第 17 条の 2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで、第 16 条各号のいずれかに該当する個人情報等を開示することとなるときは、当該個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに審議会に対し、その旨を報告しなければならない。

答申・部会（案）

8 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示すること（条例第 19 条関係）

通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示する規定は、請求者にとって必要とする情報の入手可能な見通しが明らかになり、利便性の向上が期待できることから、存置することが妥当である。

- ① 開示請求があった場合に非開示（部分開示を含む。）の決定を行う場合には、通知書に非開示の理由を提示しなければならない。その際に、非開示とした個人情報が条例第 16 条各号の非開示事由に該当しなくなる時期をあらかじめ提示することが可能な場合は、その時期を通知書に明示しなければならない。
- ② この明示は、当初決定において非開示とした個人情報を開示可能な時期を示すことにより、開示請求者は、明示された時期以降に再度開示請求を行うことにより、求めている個人情報を入手できるように便宜を図っている。
- ③ 仮に、開示可能な時期を明示できる個人情報があった場合に、請求者にとっては、当初は非開示決定を受けても、必要とする情報が入手可能であることが明らかになることは、請求者に対し請求権行使を保障する観点から有意義なことといえる。
- ④ したがって、条例において通知書に開示可能な時期を明示することを定める規定を存置すべきである。

【参考】現行条例に規定する「通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示」

第 19 条 1～2（略）

3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨（第 17 条の規定により開示請求に係る個人情報等の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報等の全部又は一部が第 16 条各号に掲げる個人情報等に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

答申・部会（案）

9 みなし非開示等決定（条例第 19 条第 6 項，第 24 条第 5 項，第 25 条の 4 第 4 項関係）

改正法では開示決定等の期限の特例が設けられており、処分庁の処理の遅滞等による不作為が生じる可能性はほとんどないものと考えられる。また、開示請求等に係る決定期限は処分の不作為について審査請求が可能であり、開示決定等の処分がされない場合の救済措置が図られていることから、みなし非開示等決定の規定は、存置しないことが妥当である。

- ① 条例では、実施機関が開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受付後、45 日を経過しても決定を行わないときは、請求者の救済を目的として、請求者は非開示決定、訂正しない旨の決定及び利用停止しない旨の決定があったものとみなすことができ、不作為の違法確認を求めることなく、直ちに審査請求や取消訴訟を提起することができる。
- ② 一方、改正法第 84 条の規定では、対象公文書が著しく大量のため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示等決定後 60 日以内に相当の部分についての開示等決定を行い、残りの部分は相当の期間内に決定すればよいとしており、残りの部分の期限の上限は定められておらず、処分庁の裁量で決めることができる。なお、開示決定等されるべき相当な期間が経過してもなお、処分庁が決定しない場合は、不作為に対する審査請求が可能であり、救済措置が図られている。
- ③ 以上のように、改正法のもとでは、開示決定等の期限の特例が設けられており、処分庁の処理の遅滞等による不作為が生じる可能性はほとんどないものと考えられることから、現行条例で規定されているようなみなし非開示等決定を存置する必要性はないものと思われる。

【参考】現行条例に規定する「みなし非開示等決定」

第 19 条 1～5（略）

6 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して 45 日を経過した後においても開示決定等を行わないときは、開示請求に係る個人情報等の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

第 24 条 1～4（略）

5 第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

第 25 条の 4 1～3（略）

4 第 19 条第 5 項及び第 6 項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

答申・部会（案）

10 開示時の本人確認（条例第20条第4項関係）

開示請求段階に加えて、開示段階において請求者の本人確認を行う規定は、なりすましによる被害を防止するためにも、存置することが妥当である。

- ① 現行条例では、個人情報を開示するときに、開示請求者以外の者に個人情報を開示することがないように、自己が開示請求者であることを証明するための必要書類の提出又は提示を求めており、運転免許証等の顔写真のある証明書は1点、健康保険証等の顔写真のない証明書は2点で確認を行うことになっている。
- ② 開示請求権を有する者は、条例では、本人、法定代理人及び8士業に限定した任意代理人としているが、改正法では、任意代理人については8士業に限定することなく認めることになる。そうすると、本人以外に開示請求できる者が任意代理とはいえ、範囲が拡大することになるから、本人の権利利益を保護するためにも、より慎重な事務手続きを行う必要がある。
- ③ 改正法第108条では、開示請求等の手続に関して、法に反しない限り地方公共団体が条例で必要な規定を定めることを妨げないとしているが、なりすましを防止し開示請求に係る手続を厳格に行うために、対象となる個人情報を開示しようとする段階においても、本人確認を行うことは重要であると認められるため、開示時の本人確認に関する規定は存置すべきである。

【参考】現行条例に規定する「開示時の本人確認」

第20条 1～3（略）

4 第18条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報等の開示を受ける者について準用する。

第18条（略）

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報等の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

答申・部会（案）

11 簡易な開示（条例第 21 条関係）

改正法では、開示請求手続において口頭による簡易な開示は認められないが、簡易な開示は、開示請求者にとって決定までの期間の時間短縮が図られ、市民の利便性が向上することが期待できるため、別途、改正法第 69 条に反しない範囲で、独自の運用ルールを策定することが適当である。

- ① 条例第 21 条で規定された簡易な開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、開示請求者の利便を図るため、
- i 開示の要望が高いもの
 - ii 開示について即時性が要求され、実務上も対応が可能なもの
 - iii 個人情報の記録が定型的であり、開示に対する判断をあらかじめ一律に行うことが可能なもの
- について、対象となる個人情報及び開示方法等を神戸市公報により告示し、決定通知書を交付することなく、開示も文書によることなく、口頭による開示も可能としている。
- ② 簡易な開示の実績としては、令和 2 年度では 821 件であったが、例えば高等学校等の入試結果のように、開示内容が定型的でかつ多数の請求が見込まれる場合は、請求者にとって簡単に入手可能であり、実施機関としても効率的に開示が実施することができるため、簡易な開示を実施することは有益であると認められる。
- ③ しかしながら、個人情報保護委員会によれば、改正法では開示請求は開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならないが、口頭による開示請求は法に基づく開示請求としては認められないとしたうえで、改正法第 69 条の保有個人情報の利用及び提供の制限に関する例外規定のうち、同条第 2 項第 1 号の「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」を適用し、本人に対する保有個人情報の提供が可能であるとしている。
- ④ 口頭による簡易な開示は、開示請求者にとって決定までの期間の時間短縮が図られることから、市民の利便性が向上するものと考えられるため、改正法第 69 条第 2 項第 1 号の利用及び提供の制限の例外規定で認められた範囲内で簡易開示の運用ルールを策定し、引き続き、本人に対する簡易な開示を実施することが適当である。

【参考】現行条例に規定する「簡易な開示」

第 21 条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報等については、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 19 条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報等の開示をしなければならない。

答申・部会（案）

12 訂正請求時の証明資料の提出（条例第23条第2項関係）

改正法による訂正請求に関する手続規定に加えて、条例によって訂正請求する際に証明資料の提出を義務づける規定は、市民の訂正請求権を制限するおそれがあるため、存置しないことが妥当である。

- ① 条例に規定する訂正請求は、開示請求により開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認めるときに、事実の誤りを正しくする、あるいは事実と異なる情報を削除することを請求できるものである。請求者は訂正請求するにあたり、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料の提出をしなければならない。
- ② 一方、改正法では、開示請求により開示を受けた個人情報の内容が事実でないと思料するときに、訂正請求書に「訂正請求の趣旨及び理由」等を記載した書面を提出しなければならないとしており、「理由」欄にそれを裏付ける根拠を明確かつ具体的に記載しなければならないとしているが、証明する資料の提出までは求めている。
- ③ 請求者にとっては、内容が事実ではないと思料するものの、事実を証明する資料を必ずしも保有しているとは限らないであろうし、請求者に立証責任を課すことまで求められているわけではない。
- ④ したがって、条例で事実と合致することを証明する資料の提出を義務づけることは、条例で訂正請求権を制限することに繋がりがねないため、証明資料の提出を義務づける規定を存置しないことが妥当である。

【参考】現行条例に規定する「訂正請求時の証明資料の提出」

第23条 1（略）

2 訂正請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。

答申・部会（案）

13 出資法人の講ずべき措置（条例第 30 条関係）

出資法人に対しては、改正法第 4 章の個人情報取扱事業者に関する規律が適用されるため、条例第 30 条の規定を存置しないことが妥当である。

- ① 条例第 30 条では、神戸市が 50%以上出資している法人を対象に、「市の施策に準じて」必要な個人情報の保護措置を講ずることを努力義務として課している。
- ② 出資法人の講ずべき措置に関する規定は、平成 9 年の神戸市個人情報保護条例の制定時より置かれているが、平成 17 年 4 月以降は個人情報保護法の適用を受け、個人情報取扱事業者としての義務規定が課されている。
- ③ 令和 3 年改正法は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び地方公共団体の条例を個人情報保護法に 1 本化し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものであり、地方公共団体の機関も全国的な共通ルールとして法の直接適用を受けることになる。
- ④ 令和 3 年改正法のもとでは、出資法人に課される規律は改正法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）、神戸市に課される規律は改正法第 5 章（行政機関等の義務等）となり、改正法第 4 章で規律される出資法人に対して、条例で「市の施策に準じて」努力義務を課す必要はなくなったので、出資法人の講ずべき措置に関する規定を存置しないことが妥当である。

【参考】現行条例に規定する「出資法人の講ずべき措置」

第 30 条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

答申・部会（案）

14 市職員の人事等に関する個人情報（条例第 35 条第 3 項関係）

実施機関の職員又は職員であった者の人事等に関する個人情報については、改正法の規定において概ね適用除外に等しい取扱いになるものと認められるため、存置しないことが妥当である。

- ① 現行条例は、本来市民等の権利利益を保護することを目的とするものであり、実施機関の職員又は職員であった者（以下「職員等」という。）の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報は、専ら実施機関の内部管理に係る事務に関するものであるから、個人情報等取扱事務の届出、電子計算機処理及び結合の制限、開示・訂正・利用停止請求等に関する規定を適用しないものとしている。
- ② 適用除外としている「個人情報等取扱事務の届出」については、改正法のもとでは条例に基づく個人情報等取扱事務目録に置き換わるものとして、個人情報ファイルを作成することになる。また、各機関は個人情報ファイルの内容が明らかになるように帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し公表することになるが、職員の人事、給与もしくは福利厚生に関する事項については、除外されている。
- ③ つぎに、「電子計算機処理及び結合の制限」については、改正法では条例と同趣旨の規定は存在しない。
- ④ さらに、「開示・訂正・利用停止請求」については、改正法における開示請求では、法第 76 条第 1 項において「何人も」請求することができるため、職員等も開示等請求権を有する。ただし、地方公共団体が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報については、不開示情報として取り扱えるように規定が設けられている（法第 78 条第 1 項第 7 号へ）。
- ⑤ 以上のとおり、条例での職員に関する適用除外項目については、改正法において概ね同様の取扱いになるものと認められるため、存置する必要はない。

【参考】現行条例に規定する「市職員の人事等に関する個人情報」

第 35 条 1・2（略）

3 第 6 条、第 11 条第 1 項及び第 12 条（審議会に係る部分に限る。）並びに第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

答申・部会（案）

Ⅱ 改正法の規定を根拠として条例で定める事項について

1 条例要配慮個人情報（改正法第 60 条第 5 項）

条例要配慮個人情報については、改正法令で規定された情報項目以外に、条例で定めなければならない情報項目は、現時点では特に見受けられない。

① 地方公共団体では、改正法等において要配慮個人情報として明示的に規定されていない個人情報、条例において機微情報（＝要配慮個人情報）として取り扱っているものがある。地方公共団体において保有することが想定される情報であり、その地域性に応じて不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報は、法律上の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、法律上の「要配慮個人情報」と同様に、特に配慮が必要な個人情報である場合が想定される。

こうした想定に対応するため、改正法では地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保できるように、地方公共団体が条例により特定の情報項目を「条例要配慮個人情報」として、追加できるようにしている。

② 改正法にいう「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいい、同法施行令では次表の情報項目を限定的に明示している。

③ 一方、現行条例では、条例第 7 条第 3 項ただし書において、「実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等を収集してはならない。」とし、収集を原則禁止とする機微情報（＝要配慮個人情報）の範囲を定めている。

④ 改正法と現行条例の要配慮個人情報の項目を対比すると、相違する情報項目としては「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項」として包括的な規定を置いている。このような事項を条例要配慮個人情報として規定することについて、個人情報保護委員会に確認したところ、同委員会としては内容が曖昧であり許容されないとしている。この点につき、条例要配慮個人情報は、地域性に応じてと限定されているため、このような包括的な規定では地域性の特性に応じたものとは言えず、許容されないものと考えられる。

⑤ 審議会としては、条例要配慮個人情報が、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するという限定的な情報と捉えるならば、法令で定義づけられた社会通念上明らかであるといえるもの以外に、条例によって独自に規定すべき情報項目は、現時点では見当たらない。

答申・部会（案）

【要配慮個人情報の情報項目】

	情 報 項 目	
改正法 第2条第3項 に規定	1	人種
	2	信条
	3	社会的身分
	4	病歴
	5	犯罪の経歴
	6	犯罪により害を被った事実
施行令第2条 に規定	7	身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること
	8	医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
	9	医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
	10	被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと
	11	非行少年等として、少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

【参考】改正法に規定する「条例要配慮個人情報」

（定義）

第2条 1・2（略）

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（定義）

第60条 1～4（略）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

答申・部会（案）

2 個人情報取扱事務目録（改正法第75条第5項）

個人情報ファイル簿が作成されることに伴い、現行の個人情報取扱事務目録は廃止することが妥当である。

- ① 現行条例では、本市においてどのような個人情報を保有しているのかを明らかにするため、個人情報等を取り扱う事務の名称、目的、対象者の範囲、記録項目、収集方法等の事項を市長へ届け出ることを実施機関に義務づけるとともに、個人情報取扱事務目録(以下「事務目録」という。)を作成のうえ、一般の閲覧に供することとしている。
- ② 改正法が適用されることになれば、国の行政機関等と同様に、新たに本人の数が1000人以上の個人情報ファイルを作成し、公表することが義務づけられることになるが、個人情報ファイル簿に加えて、引き続き事務目録を作成することも可能としている。
- ③ 事務目録を作成する単位としては、事務事業単位としている。事務目録は本人の数の多寡を問わず、個人情報を取り扱う事務単位で散在情報も含め作成及び公表されていることから、どのような事務でどのような個人情報が使われるのか、市民にとっては網羅的に把握できるようになっている。
- ④ 一方、個人情報ファイル簿を作成する単位としては、概して、データベースの設計やデータベースを構成するデータの集合（テーブル）単位が想定されるところ、個人情報保護委員会によれば、必ずしもその単位どおりにする必要はなく、保有個人情報を含む情報の集合物であることを前提に、
 - i 一定の事務の目的の達成のために必要な情報であるか
 - ii 複数のデータベースやテーブルに記録された特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成されているかといった観点から作成することとされ、利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案し、市民にとって分かりやすい単位で作成することが求められている。
- ⑤ 例えば、同一の事務の遂行という目的を達成するために利用されるものであり、かつ、複数のデータベース又はテーブル間で特定の保有個人情報を検索できる場合には、これらの複数のデータベース又はテーブルに記録される保有個人情報を含む情報の集合物を1つの個人情報ファイルとして捉えて、1つのファイル簿の単位を作成することも許容されている。
- ⑥ そうすると、ファイル簿の単位は、特定の事務を遂行するために利用するデータベースやテーブルをまとめることによって、事務事業単位と同様に分かりやすい集合体として明示することが可能であると考えられる。

したがって、個人情報ファイル簿によって、市民がどのような事務事業においてどのような個人情報が取り扱われているかが確認できるのであれば、個人情報ファイル簿に加えて事務目録を作成する必要性はないため、廃止することが妥当である。

答申・部会（案）

【個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務目録の記載項目】

	個人情報ファイル簿（改正法）	個人情報取扱事務目録（現行条例）
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報ファイルの名称 ② 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 ③ 個人情報ファイルの利用目的 ④ 記録項目 ⑤ 記録範囲 ⑥ 記録情報の収集方法 ⑦ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 ⑧ 記録情報の経常的提供先 ⑨ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 ⑩ 個人情報ファイルの種類 ⑪ 匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨 ⑫ 匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的 ② 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称 ③ 個人情報等の対象者の範囲 ④ 個人情報等の記録項目 ⑤ 個人情報等の収集方法 ⑥ 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨 ⑦ 第9条第1項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【参考】改正法に規定する「個人情報ファイル簿」

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第75条 1～4（略）

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

答申・部会（案）

3 不開示情報（改正法第 78 条第 2 項）

情報公開条例第 10 条第 6 号に規定された「法令秘情報」を不開示情報として規定すべきである。

- ① 開示請求では、本人からの請求であるため、開示する義務があるものの、すべてを開示することができない場合もあり、例外として不開示情報が規定されている。
- ② 改正法第 78 条第 1 項各号に規定する不開示情報については、行政機関情報公開法で不開示となる情報が、個人情報保護法で開示することになるのは適当でないため、行政機関情報公開法の不開示情報との整合性が図られている。
改正法における開示に関する規定は、基本的に現行の行政機関個人情報保護法の規定に倣う形で規定されているが、地方公共団体の場合、情報公開条例において開示されることになる情報との整合性に配慮する必要があるため、改正法第 78 条第 2 項の規定により、条例で不開示情報を定めることができることとしている。
- ③ 改正法において規定される不開示情報と神戸市情報公開条例における不公開情報の規定と比較すると、ほとんど網羅されることになるが、神戸市情報公開条例に規定された「法令秘情報」と同趣旨の規定がないことが認められる。
- ④ 「法令秘情報」とは、法令等若しくは神戸市会会議規則（昭和 31 年 10 月 20 日市会議決）の定めるところにより、開示することができないとされている個人情報、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第 245 条第 1 号へ）により、開示することができないとされている情報である。
- ⑤ 神戸市情報公開条例の不開示情報との整合性を確保するためには、条例で法令秘情報を規定する必要がある。

【参考】神戸市情報公開情報に規定する「法令秘情報」

第 10 条 (1)～(5) 略

(6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則（昭和 31 年 10 月 20 日市会議決）の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報

【参考】改正法に規定する「開示義務」

（保有個人情報の開示義務）

第 78 条 1（略）

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

答申・部会（案）

4 開示に係る手数料（改正法第 89 条第 2 項）

開示に係る手数料は現行どおり無料とし、実費相当の費用のみを徴収すべきである。

- ① 改正法では、地方公共団体に対する開示請求の手数は、実費の範囲内において条例で定めることとしている。
- ② 一方、国の行政機関における請求手数料の額は、改正された同法施行令第 26 条によれば、開示請求 1 件につき 300 円（オンライン申請では 200 円）とされている。なお、国の行政機関では、開示の実施にあたっての手数料、例えば、コピー代等は徴収しないこととしている。
- ③ 一方、神戸市の現行条例における開示手数料は、請求に係る手数料は無料としており、対象公文書の写し等の交付に要する費用については、実費相当を請求者から諸収入として徴収している。
- ④ 個人情報保護委員会によれば、地方公共団体における開示請求の手数料については、各団体の判断で手数料を無料とすることは可能であり、手数料とは別にコピー代等の実費について徴収することも可能であるとしている。
- ⑤ 神戸市では、開示にあたり、これまでコピー代等実費相当のみを徴収する運用が長期間にわたって行われてきたが、このたびの改正法の直接適用を受けることによって、特段、開示手続に伴う費用負担が増減する要因は認められないことから、国の行政機関と同様に市民に対して一律に手数料として負担を求めることは適当ではなく、現行条例どおり規定すべきである。

【参考】改正法に規定する「手数料」

（手数料）

第 89 条 1（略）

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。
- 3 前二項の手数の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

答申・部会（案）

5 審査会への諮問（改正法第 105 条第 3 項）

改正法施行後の開示請求等に係る審査請求を審議する機関として、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関を設置する必要がある。

- ① 現行条例では、開示決定等に対する審査請求があった場合、審査庁からの諮問に応じて個人情報保護審議会委員のうち学識経験者 5 名（大学教授 4 名、弁護士 1 名）で構成する不服申立審査部会において、開示決定等の妥当性について審議している。
- ② 改正法では、審査庁の裁決の客観性・公正性を高めるため、法第 105 条第 3 項の読替規定により、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問しなければならないとしている。なお、同条第 1 項の機関とは常設の機関であり、同条第 2 項の機関とは臨時の機関のことをいう。
- ③ 現行条例における審議会不服申立審査部会は常設されており、改正法の直接適用後においても、審査請求の妥当性について審議し答申を行うため、常設の附属機関を置く必要がある。

【参考】改正法に規定する「審査会への諮問」

（審査会への諮問）

第 105 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

答申・部会（案）

6 条例との関係（改正法第 108 条）

開示請求等手続において、開示請求に係る決定期間を現行どおり 15 日以内とすべきである。また、審査請求手続では現行条例と同様に、インカメラ審理、ヴォーン・インデックス等、審査会として必要な権能等を規定すべきである。

① 改正法第 108 条では、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられないとしている。

② 審議会としては、現行条例における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続のうち、下記事項については、存置すべきと意見を述べたところである。

- i 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について 【条例第 17 条の 2 第 2 項】
- ii 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示することについて 【条例第 19 条第 3 項】
- iii 開示時の本人確認について 【条例第 20 条第 4 項】

③ つぎに、開示等決定の期間については、改正法では開示等決定期間は「30 日以内」と規定しているが、個人情報保護委員会によれば、短縮することは許容されるとしている。

現行条例では、開示請求の決定期間は「15 日以内」としているが、令和 2 年度実績として行政処分決定にあたり期間延長を行った比率は 4.5%（380 件中 17 件）であり、実施機関の決定期間として 15 日あれば、概ね事務処理が可能であることが認められる。

審議会としては、決定期間が改正法の直接適用を受けることになったからといって、決定期間が 2 倍に拡大することは、市民の利便性が後退するおそれがあり望ましいことではないと考える。また、実施機関の事務手続上、特に支障が生じている事情も見られないため、現行の「15 日以内」を維持することが妥当である。

④ また、審査請求の手続については、現行条例では条例第 26 条の 4 から同条の 9 の各規定において、附属機関（個人情報保護審議会不服申立審査部会）の審議手続に関する権能等について規定している。

改正法では、地方公共団体が設置する附属機関は、行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 章第 1 節第 2 款に規定された審査会の調査審議の手続が準用されることになるが、準用規定にない開示制度特有の以下の権限について、条例で引き続き規定する必要がある。

- i 審査会の調査権限（現行条例第 26 条の 4 関連）

現行条例では、審議会の審議をより適正かつ迅速に行うために、審議会が有する調査権限として、インカメラ審理やヴォーン・インデックスを規定している。これらの権能は、情報公開制度や自己情報開示制度における特有の権能であり、引き続き規定すべきである。

答申・部会（案）

ii 調査審議手続の非公開（現行条例第 26 条の 8 関連）

審議会での調査審議は、個人情報等の開示・不開示等の妥当性について行われるものであり、審議会において公正かつ適切な調査審議が確保されるよう、その手段としてインカメラ審議手続を採用するとともに、審議会での調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあるため、審議手続を公開しない旨を条例に規定すべきである。

☞ インカメラ審理

審議会が、実施機関に対して、審査請求に係る個人情報が記載された文書を提出させ、実際に当該文書を見分して行う審理

☞ ヴォーンインデックス

審議会の指定する方法により、実施機関が、審査請求に係る個人情報の内容を分類又は整理した資料

【参考】改正法に規定する「条例との関係」

（条例との関係）

第 108 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

答申・部会（案）

7 手数料（改正法第 119 条第 3 項・第 4 項）

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料は、標準額どおり設定するのが妥当である。

- ① 改正法第 5 章第 5 節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第 109 条-第 123 条）では、都道府県及び政令指定都市に対して、新たに行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務づけられた。
- ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、手数料を納付しなければならないが、当該手数料の額は政令で定める額を基準として条例で定めなければならないとしている。改正法第 119 条の規定では、国の行政機関が定める手数料は、実費を勘案して政令で定める額としている。また、地方公共団体が定める手数料は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとしている。
- ③ 個人情報保護法施行令第 29 条で規定された国の行政機関の手数料の額は、下記のとおりである。手数料の算定方法としては、全府省の平成 28 年度の 1 時間当たりの人件費単価 3,855.6 円、物件費単価 136.3 円の合計額は 3,991.9 円としたうえで、新規に提供する場合は、この金額に所要時間 5.28 時間を乗じて 21,000 円を算出し、既成の場合は所要時間 3.18 時間を乗じて 12,600 円を算出している。

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料（個人情報保護法施行令第 29 条）

- i 新たに加工を要する場合： 21,000 円（一定額部分）
+ 作成時間 1 時間迄ごとに 3,950 円
+ 加工を委託する場合は受託者に支払う額
- ii 既成の匿名加工情報を提供する場合： 当初に加工したときの手数料と同額
- iii 既に締結した者の変更利用の場合： 12,600 円

- ④ このように、国の手数料の算出にあたっては、1 時間あたりの人件費単価、物件費単価及び加工に要する時間の 3 要素によって算出されているが、神戸市における手数料を算出する場合、このうち国の行政機関との間で差異が生じる要素としては人件費が挙げられる。なお、物件費単価及び加工に要する時間については、国と地方との差異はさほど生じないものと想定される。

この国の手数料の算定方法に、国と神戸市との 1 時間あたりの人件費単価の差異を考慮して、一定額部分の手数料の額を算出したところ、次頁の試算例のとおり僅差であることが認められる。

- ⑤ したがって、神戸市における匿名加工情報の提供にかかる手数料は、標準額どおり設定するのが相当である。

答申・部会（案）

神戸市が徴収する行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料試算例（一定額部分）

ラスパイレス指数：令和2年4月時点 100.4 を使用した場合

「令和3年9月 職員の給与等に関する報告及び勧告」より

国	:	市
3,855.6 円	:	3,871.0 円（国の3,855.6 円に100.4%を乗算）
3,991.9 円	:	4,007.3 円（物件費 136.3 円を加算）
21,000 円	:	21,100 円（所要時間 5.28 時間を乗算、100 円未満切捨て）

【参考】改正法に規定する「行政機関等匿名加工情報の手数料」

（手数料）

第119条

- 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

答申・部会（案）

8 審議会等への諮問（改正法第129条）

実施機関が個人情報保護制度の適正な運営を図るため、専門的な知識を活かして公正に審議する諮問機関を設置し、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの諮問に応じて審議すべきである。

① 改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとしている。但し、審議会への諮問は無限定に行えることとするのではなく、個人情報の適正な取扱いを確保するため、特に必要があると認められるときに限り行うものとしており、これまでの個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度のあり方に関する調査審議に主な役割が移行することが想定されている。

また、個人情報保護委員会によれば、

- i 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ii オンライン結合制限に関する規定
- iii 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定

など、個別事案に関する審議会への諮問について、条例に置くことは許容されないとしており、このような趣旨を踏まえて、審議会の権能を見直す必要がある。

② 現在の審議会は、現行条例に基づき、下表に列挙された権能を有しているが、個人情報保護委員会の見解を踏まえれば、(1) 審議会の意見を聴く事項は、実施機関からの個別事案に関して諮問に応じて審議していることから、当該事項を存置することは許容されないが、(4) (a) 個人情報保護制度に関する重要事項（条例第33条第2項）については、例えば、条例の改廃等、実施機関の諮問に応じて神戸市の個人情報保護法制の重要な事項を審議しており、このような機能は改正法施行後も不可欠であるものと認められる。

また、(4) (c) 特定個人情報保護評価書にかかる第三者点検（条例第33条第2項）については、特定個人情報保護評価規則第7条第4項の規定に基づくものであり、引き続き、学識経験者等の意見を聴くことが求められている。

③ 以上のことから、改正法施行後も引き続き、個人情報保護制度に関する重要事項等について実施機関からの諮問に応じて、専門的知識を活かして公正に審議する第三者機関として、附属機関を設置することが妥当である。

【現行条例における審議会の権能】

(1) 審議会の意見を聴く事項

- (a) 本人以外からの収集（第7条2項5号）
- (b) 思想信条等情報の収集（第7条3項ただし書き）
- (c) 目的外利用及び提供（第9条1項4号）
- (d) 電子計算機処理（第11条1項）
- (e) 思想信条等情報の電子計算機処理（第11条2項2号）
- (f) 電子計算機結合（第12条後段）

(2) 審議会への報告事項

- (a) 個人情報取扱事務の開始等の届出事項（第6条3項前段）
- (b) 開示請求に係る存否応答拒否決定（第17条の2第2項）

(3) 審議会が意見を述べることができる事項

- (a) 個人情報取扱事務の報告事項（第6条3項後段）
- (b) 個人情報の保護に関する事項（第33条3項）

(4) 上記基本的事項以外についての審議会への諮問事項

- (a) 個人情報保護制度に関する重要事項（第33条2項）
- (b) 開示決定等に係る不服申立て（第33条2項）
- (c) 特定個人情報保護評価書にかかる第三者点検（第33条2項）

答申・部会（案）

【参考】改正法に規定する「審議会等への諮問」

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。